

「池上地区まちおこしの会」会則

【名称】

第1条 本会は、池上地区まちおこしの会(以下「まちおこしの会」という)と称する。

【目的】

第2条 まちおこしの会は、池上地区における自分たちのまちが、自分たちの力で、明るく楽しくいきいきとした魅力あるまちとなることを目的とする。そのため、会員の運営により、まちおこし事業を推進するものとする。

【会員】

第3条 まちおこしの会の会員は、本会の目的に賛同する者で構成する。(以下「会員」という。)

【会員の種別】

第4条 この会の会員は次の3種類とする。なお、団体会員及び関係会員は個人会員として登録することができる。

- (1) 池上特別出張所所管(以下「所管」という)区域内の自治会・町会、商店会、PTA等の団体を代表する者は団体会員とする。ただし、役員会において承認された団体の代表者は、所管区域外であっても団体会員とする。(以下「団体会員」という。)
- (2) 個人で会費を納めるものは個人会員とする。(以下「個人会員」という。)
- (3) 所管区域内の公共施設関係及び小・中学校等の教育機関等を代表する者及びまちおこしの会が協力を求めた団体代表者は関係会員とする。(以下「関係会員」という。)

【会費】

第5条 会員は会費を納入しなければならない。

- 2 個人会員は年額1口1,000円以上の会費を納めるものとする。
- 3 団体会員は年額1口5,000円以上の会費を納めるものとする。

【会費の免除】

第6条 関係会員は会費の納付を免除する。ただし、関係会員が個人会員として登録することを妨げるものではない。

【払込方法】

第7条 年会費は所定の銀行口座への振替又は現金で事務局へ毎年4月末日までに納入するものとする。また、年度途中から個人会員及び団体会員になった場合は、随時、納めるものとする。この場合、日割り計算は行わない。

【会計等】

第8条 会費の管理及び収支事務を含めた会計は事務局が行うものとする。

- 2 事務局は会計帳簿を備え、まちおこしの会の収支内容を記録し、決算を総会で報告する。

【事業】

第9条 まちおこしの会は、第2条の目的を達するため、下記事項を行う。

- (1) 地域イベントとしての「池上まつり」を開催すること。
- (2) 各部会及び地域内各団体の「情報交換会」を開催すること。
- (3) 地域課題への取り組みを行うこと。
- (4) まちおこしに必要な情報の収集、調査、研究を行うこと。
- (5) その他、まちおこしに関すること。

【資産の構成】

第10条 まちおこしの会の資産は、次の各号により構成される。

- (1) 設立当初寄付された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

【資産の管理】

第11条 まちおこしの会の資産は会長が管理し、その方法はまちおこしの会の議決を経てこれを決める。

- 2 まちおこしの会の経費は資産を以って支弁する。

【役員等】

第12条 まちおこしの会に次の役員をおく。

- 会 長 1名
- 副会長 若干名
- 事務局長 1名
- 部会長 各1名
- 池上まつり実行委員長 1名
- 監 査 2名

- 2 第15条の規定により部会が設けられたときは、当該部会の部会長を役員とする。
- 3 役員は、団体会員、個人会員及び関係会員の中から総会で互選し、総会出席者の過半数を超える会員の承認を得なければならない。可否同数の時は会長が決定する。
- 4 役員に欠員が生じてても、まちおこしの会の運営上支障がない場合は、これを補充しないことができる。
- 5 まちおこしの会には、相談役及び顧問を置くことができる。

【役員職務及び任期】

第13条 役員職務は次の各号のとおりとする。

- (1) 会長はまちおこしの会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 事務局長は会の運営を総括する。

- (4) 部会長及び池上まつり実行委員長は部会を代表し総括する。
- (5) 監査は会の会計及び資産を監査する。
- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

【運営等】

第14条 まちおこしの会において決定すべき事項は、関係者と協議し、合意に達するまで相互に努力する。

- 2 まちおこしの会において、決定事項及び必要と認められた事項は、随時関係者に周知する。
- 3 各種会議は、原則として公開とし、関係者及び役員会の承認を受けた者は傍聴することができる。
- 4 会長は必要により、区その他の行政機関の各種会議への出席、資料の提出を求めるものとする。
- 5 関係会員は可能な限り、まちおこしの会の活動を支援するよう努めなければならない。

【機関】

第15条 まちおこしの会に次の機関を置く

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 池上まつり実行委員会
- 4 必要に応じ部会（企画・防災・防犯・環境等）を置くことができる。

【総会】

第16条 総会は、定期総会及び臨時会とし、概ね次の事項を審議・決定する。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員の改選
- (4) 会則の改廃
- (5) 会員の異動についての報告
- (6) その他重要事項
- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、招集会日の5日前までにその目的である事項及び日時・場所を示した書面をもって通知しなければならない。
- 4 総会は、団体会員、個人会員及び関係会員の過半数（委任状含む）を以って成立する。
- 5 事項の決定は、出席者の過半数を以って決定し、可否同数のときは会長が決定する。
- 6 臨時総会は、必要に応じて開催する。

【役員会】

第17条 役員会は、まちおこしの会の役員を以って構成し、必要の都度、会長が招集する。

- 2 役員会で審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会員の入会及び退会の確認
 - (2) 各部会の監査に関すること。
 - (3) その他、まちおこしの会の運営を遂行するための事項
 - (4) 第14条第3項に定めた傍聴を認める承認
- 3 役員会は、役員の過半数を以って成立する。
- 4 役員会は、出席者の過半数を以って決定し、可否同数のときは会長が決定する。
- 5 総会に付議すべき事項であっても緊急やむを得ないと会長が認めたものについては、役員会の議決を経て執行することができる。この場合は、次の総会の承認を求めなければならない。
- 6 池上特別出張所は、役員会に出席するものとする。

【入会及び退会の確認】

第18条 会員の入会は次の各号に定めるところによる。

- (1) 会員として入会しようとするものは、会の定める入会申込書（別記第1号、第2号様式）により、会長に申し込むものとする。
- (2) 入会申込書を受けた会長は、役員会等で審議し、その結果を本人あて通知する。
- (3) 申込書を受理されたものは、速やかに会費を納入するものとする。
- 2 役員は会員が反社会的勢力、又は会員として不適切であると判明した場合は、役員会で審議し、必要に応じて退会させることができる。
- 3 役員は入会及び退会の確認にあたっては、公平・中立な立場で行うものとする。

【個人情報の取り扱い】

第19条 本会がその活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

【事務局】

第20条 会の庶務を処理するため、大田区池上一丁目29番6号大田区池上特別出張所に事務局を行う。

- 2 事務局の副事務局長、会計及び若干名の事務局員は事務局長が指名する。

【部会】

第21条 部会は、それぞれの部会メンバーで構成し、必要の都度、部会長が召集する。

- 2 部会には副部会長及び会計をおき、部会長が指名する。
- 3 部会で審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 部会の運営・執行・会計に関すること。
 - (2) その他、まちおこしの会の全体運営を遂行するための事項

【事業年度】

第22条 まちおこしの会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日を以って終わる。

【細 則】

第23条 この会則のほか、必要に応じて細則を定めて補充することができる。

付則 この会則は、平成15年3月28日から施行する。

付則 この会則は、平成16年3月23日から施行する。

付則 この会則は、平成19年3月27日から施行する。

付則 この会則は、平成20年3月27日から施行する。

付則 この会則は、平成21年3月26日から施行する。

付則 この会則は、平成26年3月26日から施行する。

付則 この会則は、平成29年4月6日から施行する。

池上地区まちおこしの会個人情報取扱方法

平成29年4月6日総会議決

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は総会資料で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報とは、「入会申込書」などにより同意を得て会長に提出された個人が特定される事項とする。

(同意の取消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消することができる。

2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。

ただし、会員名簿としてすでに会員に配付しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求、その他文書の送付
- (2) 各部会、実行委員会の事業開催時などの名簿の作成

(管理)

第7条 個人情報は会長又は会長が指定する役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は会長又は会長が指定する役員立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合